

令和元年第2回西予市議会 総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和元年6月20日

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 令和元年6月20日
午前9時00分

1. 閉 会 令和元年6月20日
午前11時55分

1. 出 席 委 員

3番 宇都宮 俊 文
7番 佐 藤 恒 夫 (委員長)
9番 竹 崎 幸 仁
12番 井 関 陽 一
13番 菊 池 純 一
14番 中 村 敬 治
16番 兵 頭 学 (副委員長)

1. 欠 席 委 員

な し

説明のため出席した者の職氏名

総務企画部長 三 好 敏 也
総 務 課 長 山 住 哲 司
教 育 部 長 宇都宮 裕
明 浜 支 所 長 上 中 保 博
危機管理課長 谷 川 和 久
まちづくり推進課長 一 井 健 二
教育総務課長 垣 内 俊 樹
学校教育課長 富 永 達 也
生涯教育課長 竹 内 克 之
スポーツ・文化課長 谷 口 佳 代
消防本部消防長 佐 藤 克 也
防 災 課 長 大 西 信 介
消防総務課長 酒 井 広 一

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局次長 山 下 一 彦

1. 審 査 日 程 別紙のとおり

1. 審査に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

審 査 日 程

- | | |
|--|---|
| <p>1 議案第 82号 西予市支所及び出張所設置
条例の一部を改正する条
例制定について</p> <p>議案第 83号 西予市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条
例制定について</p> <p>議案第 84号 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につ
いて</p> <p>議案第 85号 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改
正する条例制定について</p> <p>議案第 86号 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につ
いて</p> <p>議案第 87号 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例
制定について</p> <p>議案第 88号 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定
について</p> <p>議案第 89号 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第 90号 西予市市民憩の家条例の一
部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第 91号 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正
する条例制定について</p> <p>議案第 92号 西予市三瓶文化会館条例の
一部を改正する条例制定
について</p> <p>議案第 93号 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条
例制定について</p> <p>議案第 94号 西予市城川地質館条例の一
部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第 95号 西予市歴史民俗資料館及び
郷土文化保存伝習施設条
例の一部を改正する条例
制定について</p> | <p>議案第 96号 西予市俵津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定
について</p> <p>議案第 97号 西予市ふれあいの森林施設
条例の一部を改正する条
例制定について</p> <p>議案第 98号 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第 99号 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第 100号 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例
制定について</p> <p>議案第 101号 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につ
いて</p> <p>議案第 102号 西予市宇和文化会館条例の
一部を改正する条例制定
について</p> <p>議案第 122号 令和元年度西予市一般会計
補正予算（第1号）</p> |
|--|---|

本日の審査に付した事件

- | | | | |
|-----------|--|----------|--|
| 1 議案第 82号 | 西予市支所及び出張所設置
条例の一部を改正する条
例制定について | 議案第 96号 | 西予市俵津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定
について |
| 議案第 83号 | 西予市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条
例制定について | 議案第 97号 | 西予市ふれあいの森林施設
条例の一部を改正する条
例制定について |
| 議案第 84号 | 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につ
いて | 議案第 98号 | 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定に
ついて |
| 議案第 85号 | 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改
正する条例制定について | 議案第 99号 | 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定につい
て |
| 議案第 86号 | 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につ
いて | 議案第 100号 | 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例
制定について |
| 議案第 87号 | 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例
制定について | 議案第 101号 | 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につ
いて |
| 議案第 88号 | 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定
について | 議案第 102号 | 西予市宇和文化会館条例の
一部を改正する条例制定
について |
| 議案第 89号 | 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定につい
て | 議案第 122号 | 令和元年度西予市一般会計
補正予算（第1号） |
| 議案第 90号 | 西予市市民憩の家条例の一
部を改正する条例制定に
ついて | | |
| 議案第 91号 | 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正
する条例制定について | | |
| 議案第 92号 | 西予市三瓶文化会館条例の
一部を改正する条例制定
について | | |
| 議案第 93号 | 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条
例制定について | | |
| 議案第 94号 | 西予市城川地質館条例の一
部を改正する条例制定に
ついて | | |
| 議案第 95号 | 西予市歴史民俗資料館及び
郷土文化保存伝習施設条
例の一部を改正する条例
制定について | | |

会 議 の 経 過

開会 午前9時00分

○兵頭副委員長

これより、令和元年第2回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会に当たり、委員長より挨拶があります。

○佐藤委員長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

次に、三好総務企画部長より挨拶をお願いします。

○三好総務企画部長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。

発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務企画部】 【総務課】

○佐藤委員長

それでは、議案第82号、西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。山住課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは、議案の内容につきまして私のほうから説明させていただきます。

それでは審査をしていただきます、総務課及び選挙管理委員会所管分のうち、まず議案第82号、西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。今回の改正につきましては、現在、旧高山小の跡地で建設を進めております明浜支所新庁舎の本体工事が今月下旬に完了いたしまして、その後情報通信関連機器、また事務用の什器類の整備を行いまして、8月13日から庁舎として供用を開始するということに伴いまして、支所の位置を改正する一部改正条例となっております。以上でございます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

新しく移転した後の旧庁舎を、今のところどういう計画になっとなるのか説明を願いたいと思います。

○山住総務課長

その内容につきましては、明浜、上中支所長のほうからご答弁させていただきます。

○上中明浜支所長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。現支所跡地の利用計画なんです、海岸側に防風ネットを設置させていただきまして、その前面は、高山公民館の駐車場と多目的広場、などの設置を検討しているところでございます。以上です。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第82号、西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決決定することを決しました。

それでは続きまして、議案第83号、西予市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。山住課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案第83号、西予市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、工業標準化法、いわゆるJIS法となりますが、こちらが改正されまして、日本工業規格を日本産業規格に、また法律名を産業標準化法に改められたということによりまして、所要の改正を行うものでございます。以上です。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第83号、西予市行政不服審査法施行条例の

一部を改正する条例制定について、について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決決定することを決しました。

続いて、議案第85号、西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。山住課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案第85号、西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について、の説明をいたします。

今回の改正は最近の物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえまして、国会議員等の選挙の執行経費に対する国の負担額の基準を定める国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、投票管理者、投票立会人等の報酬額につきまして100円から200円増額改定をするものでございます。

なお、今回の改正におきまして、以内と定めておりますのは、閉鎖時刻を繰り上げました投票所または期日前投票所における投票管理者、また立会人の従事時間に応じた報酬額とすることによるものでございます。以上でございます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

先ほど議案第83号と言いましたが、85号の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第85号、西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(9:12)

○佐藤委員長

再開を告げる。(9:15)

それでは、続きまして、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)総務課所管分を議題といたします。山住課長の説明を求め

ます。

○山住総務課長

それでは次に議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)総務課所管分について御説明をいたします。

まず歳入予算について御説明いたします。予算書12ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、2節総務費雑入、非常勤職員公務災害療養補償費129万8000円でございますが、これは公務中にけがをした臨時職員の療養補償及び休業補償費に対する町村会の総合賠償保険の保険料を計上したものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。まず、一般会計全体の人件費の補正について御説明いたします。議案上程の際の財政課長の提案理由、補足説明にもございましたが、当初予算では予算編成時の職員数、及びその時点での組織体制を基本に当該年度の退職者と新年度の新規採用者を見込み、所要額に若干の余裕を持たせて計上をいたしております。

今回4月1日付けの人事異動等によります、各課の職員数及び年齢構成等の変動に伴い、関係する費目の給与等の計上額に過不足が生じたので、職員給与費を調整するものでございます。一般会計における職員給与費全体では給料、手当、共済費等、その総額が1976万円の減額となっております。内訳につきましては、主なものといたしまして給料908万2000円、期末勤勉手当720万8000円の減、時間外勤務手当270万円の増、退職手当負担金429万4000円、共済負担金497万1000円の減額等でございます。

例年に比べまして減額幅が少なくなっておりますが、これは7月豪雨災害の復旧復興業務の対応のため、任期付職員の採用、また再任用職員の任用業務量の増加等を見込み、調整をしたことによるものでございます。

続きまして臨時嘱託賃金、嘱託職員の賃金についてでございますが、こちらにつきましても人事異動によります正職員の減に伴う補充、また職員の産休育休に伴う代替及び幼児教育無償化事業その他業務の増に伴います人員確保のため、一般会計全体では1591万8000円の増額補正を行っております。

それでは、予算書に戻ります。続きまして給与

費を除きました総務課所管分の具体的事業について御説明をさせていただきます。予算書14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務課所掌事業129万8000円でございますが、総務課では今年度は会計年度任用職員制度の導入事務、及び働き方改革に伴う時間外勤務の管理など業務が大幅に増大することが見込まれております。

そうした中、庶務的事业を臨時職員で対応することによりまして、正職員による、そういった各種業務の制度設計事務、また業務分析等に集中できる時間の確保ができ、関係業務の効率が上がると、また精度も向上するということから今回当該臨時職員1名分に係る賃金を計上いただいております。続きまして2款総務費1項総務管理費12目諸費、傷害保険料事業129万8000円でございますが、歳入のほうで説明をさせていただきましたが、公務中にけがをした臨時職員の療養補償及び休業補償費を計上いたしております。

以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村敬治委員

傷害保険ということで保険会社はどこと契約をされておるんですか。

○山住総務課長

具体的には損保ジャパンが会社となります。一応町村会を通じてということにはなっております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：22）

【危機管理課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（9：24）

続きまして、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）危機管理課所管分を議題といたします。谷川課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは御審議いただきます。議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）のうち、危機管理課所管分につきまして御説明を申し上げます。

予算書は、26ページから27ページとなっております。

今回の補正につきましては、昨年の平成30年7月豪雨において、海岸部を走る国道378号線を初めとする各所で土砂崩れが発生し、その結果、迂回路も使用できなくなり、三瓶町の南地区、明浜町の田之浜地区が孤立をし、市民の皆様の通学や通勤に支障をきたしただけでなく、病院へ通院をする必要のある方、特に透析を受けられている方など、緊急な対応を要する方の移動におきましても大きな問題が生じるなど、住民の皆様の生活に大きな支障を来したところでございます。

そうした状況の中で海岸部の孤立地区におきましては、船舶所有者の御協力により、人員物資の船舶による輸送を行っていただいたところであります。

発災以降、船舶所有者の皆様と今後発生する恐れのある災害に対応するための協定締結に向けた調整を進め、去る6月3日に株式会社あき屋様、開洋様、明浜漁業協同組合様と災害時の船舶による輸送等に関する協定書を締結させていただいたところでございます。

今回の補正では、協定に基づく災害時の運用をスムーズなものとするための費用を計上させていただいております。

それでは、具体的な内容について説明をさせていただきます。予算書26ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、8節報償費ですが、報奨金として11万6000円を計上しております。これは、災害時において、協定に基づき船舶を運航いただく際に、人員を輸送することになってまいりますので、海上運送法19条の2、保険契約締結の命令の規定により、万が一の事態に備え加入していただく保険料の一部を、市

が災害対応における協力金として負担するものがあります。

続きまして予算書の27ページをお開きください。同じく9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、需用費ですが、災害時に船舶を導入した場合の軽油代を計上しております。積算につきましては、概算ではありますが、三瓶・明浜地区において、過去の災害をもとに、それぞれの運行経路を試算し、1日5往復、20日分稼働していただいたとして算出しております。なお、軽油単価につきましては89円が海上における現時点での実勢価格となるようですので、186万7000円を計上させていただいております。この燃料費は、船舶所有者が災害時に使用した燃料費に応じて市が負担することとしております。

続きまして18節備品購入費ですが、ライフジャケットの購入費となっております。今回、稼働いただきます船舶につきましては、乗船定員分のライフジャケットは備えつけられておりますが、小学生以下の子どもを乗せる場合、2人で1人扱いとなることになり、その分ライフジャケットを準備しないといけないことから、この度計上させていただくものであります。なお、三瓶地区におきましては、三瓶ライオンズクラブから小学校に寄贈いただいたライフジャケットを活用させていただくこととしておりますので、明浜漁協所有船舶の乗船定員7名に対応する7着分のライフジャケット購入費、3万5000円を計上させていただいております。

これらにより今回補正予算として計上させていただきますのは、201万8000円となります。以上、総務企画部危機管理課の6月補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

谷川課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

三瓶の分はライオンズクラブのライフジャケットを流用させていただくということでございましたが、常にそのライフジャケットは船に常備いう形で積んでおられるということでしょうか。

○谷川危機管理課長

まだ詳細なところですね、学校のほうとの運用に関してはこれから詰めていくところもあるんですけれども、今現在は学校のほうに保管していただいております。

急を要する場合、今回の場合ですが、発災当初の緊急的な、救助等の場合は、海上保安庁と防災関係機関の救助を想定しております。警報等の解除と警戒事項等がなくなって安全確保された時点で、船舶の協力を仰ぐという運用を考えておりますので、学校に保管してあっても対応できるのかなというところも考えるところであるんですけれども、一応今のところ、また学校とも協議を進めていきたいというふうに考えております。

○井関委員

今回の201万8000円なんですけれども、これは災害が起きなければ一切発生しないということでよろしいんですか。

○谷川危機管理課長

報償金に関しましては、年間を通じてあらかじめ保険金ですのでかけておく必要がございますので、こちらのほうは費用負担が発生します。ライフジャケットに関しても同様でございます。燃料費に関しましては、実活動がなければ負担はしないということになります。

○竹崎委員

昨年の非常変災の際に、朝早く自宅のほうに電話が入りまして、透析患者が困っていると、何とかしてくれということがあった訳です。当時の支所長が即対応してくださったおかげで、透析患者は間に合うことは何とかできました。そういう非常の際に備えるということは、孤立集落にとっては大変ありがたいことであります。ただ今後も気をつけていただきたいのは、その申請があった段階で、例えば早朝過ぎて、非常に対応が困難な可能性が出てくる訳です。例えば宿直は当然いまず、そこから支所長とか担当のほうに連絡がきたとしても、急を要する場合がありますよね、そんな場合、例えば直にその業者に連絡入れたりすることは可能かどうか。そういう緊急、本当に急ぐといった場合ですよね。それが優先されるのか、それとも今言われた海上保安庁のほうですぐに対応なのか、緊急の際の本当に急を要する場合、どうするのかということは多分市民の方々には非常にわかりにくいと思います。そこをできればわかりやすく説明していただきたい。

○谷川危機管理課長

先ほどの井関委員に対する説明と一部かぶるところはありますが、今回のこの災害時におけるということがありますので、ひとつ前提としては、既に市の災害対策本部、現地対策本部の体制が整っているということが前提になろうかと思いません。

今回の協定はあくまでも西予市からの要請に基づいて船舶を出していただくということになっておりますので、西予市から依頼をかけるということが大前提になろうかと思えます。住民の皆様が本当に緊急を要する場合で、こういう制度を御存じない場合も竹崎委員おっしゃるとおりあると思えますけど、その場合は通常の救命活動の例えば、119でありますとか、海上保安庁でしたら118という海岸部の方がよく御存じの番号があるかと思えます。それによる救助要請も、住民の方が行っていただくことは可能かと思えます。その場合は、先ほど申し上げましたように、防災関係機関の方に可能な限りの対応をお願いしたいと思えます。あわせて、西予市の災害対策本部体制が整っている状況でありますので、市のほうに御一報いただいても、できるだけ速やかに対応するというので、今回の協定もそのために結ばせていただいたと考えております。

○竹崎委員

ありがとうございます。今の言われた情報を、各区長、三瓶の場合は区長というのは代表ですから、地域の、分館の代表になりますので、自治会の会長といったほうがいいですかね、その彼らにきちんとそれを伝えてぜひいただいておいて、いざというときに、具体的に動けるように、ぜひ御配慮をお願いしたい。以上です。

○谷川危機管理課長

三瓶支所のほうで区長会等も開催されるということもございます。その際には、今回の協定の内容についても周知させていただいたらと思えます。

○宇都宮俊文委員

私も海岸部のことですが、特に明浜田之浜地区ですが、去年はすぐに対応してもらって船の手配をしてすぐ通行できるようになったということなんですけど、以前あれ3年前だったか、4年前だったかちょっとはつきり覚えてないんですけど、そのときの土砂崩れでは1カ月以上通れなくなって、

たまたまスクールバスの時間、前後30分から1時間ぐらいの間に、大規模な土砂崩れがあつて、けが人もなく終わったんですが、本当にこれ特別危ないところで、これ危機に備えるという次元じゃない、もう予測される状態なんで、そこら辺産業部、建設部とまたぐようなことになるんですが、危機管理以前にもうかなり予測される場所は、当然陳情も出したりして、対応してもらっているんですがやっぱり、市行政全部で取り組んでもらって、もうそれだけ毎年毎年、土砂崩れがあるというところは、危機に備える準備、起こってからでは間に合わない準備もありますので、もっともっとやっぱり配慮して、計画も立てて対応してもらったらと思えます。

○谷川危機管理課長

宇都宮委員おっしゃられました、平成28年6月28日にも、大規模な土砂災害が発生して、この間6月28日から7月23日までの間、当時田之浜地区の小中学生の児童15名が孤立ということで、通学に支障を来しました。

その後、三瓶方面の道路が開通したということで、スクールバス三瓶周りで約1時間半程度、時間をかけて毎日通学したということがあります。恐らくその後も、以前からも度重なる土砂災害等で、この区間の通行止めがあったという事例もあります。危機管理課としてはソフト対策のほうも重要視して進めておりますけど、建設部局とも連携して道路改良等の要望等も合わせて行っていきたいと考えております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○菊池委員

これはここの所管とはずれるかもしれませんがちょっとお尋ねしたいことは、震災があつてその海岸部の集落が孤立すると、そこで急患の方、救急患者の人が出たときに、この民間の船舶と提携している、この船舶でそういう消防署員が乗り込んでおれば、運び出すことができるのかどうかいうことだけちょっと聞きたいんですけど。

暫時休憩を告げる。(9:39)

○佐藤委員長

再開を告げる。(9:42)

○三好総務企画部長

こういった事例は今後も発生すると思われます

ので、消防署とも十分な連携、そして調整を行いまして、研究をさせていただきまして、また後日文書で回答させていただきたいと思います。以上でございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（9：43）

【まちづくり推進課】

○佐藤委員長

再開を告げる。（9：50）

それでは、続きまして、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）まちづくり推進課所管分を議題といたします。一井課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）のうち、まちづくり推進課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳出予算から御説明をさせていただきます。予算書は14ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費、3億1737万4000円を277万5000円増額し、3億2014万9000円とするものです。そのうち職員給与費を除く当課所管分につきましては、13節委託料767万円を増額補正するものであります。今回の補正は、電算システム開発導入事業におきまして、生活福祉部所管における幼児教育の無償化対応、及び、成人風しん抗体検査並びに予防接種対応のための、システム改修を行うものであります。

幼児教育の無償化対応につきましては、本年10月1日から開始され、改修内容は無償化に伴う保育料の改定、無償化対象者への支給認定、認可外保育施設などへの補助金支給などの改修費用として、723万8000円を計上しております。なお、改修費用につきましては、国の10割補助でございます。

次に、成人風しん抗体検査及び予防接種対応に

つきましては、対象となる昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の検査結果や予防接種の管理に関するシステム改修で43万2000円を計上しております。改修費用につきましては、国から2分の1の補助を受けることになります。なおこの2つの国庫補助金ともに生活福祉部において、歳入予算を計上しております。

次に、予算書の16ページをごらんください。2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費2億9170万円を127万円増額し、2億9297万円とするものです。

今回の補正は、地域活性化センター助成事業として、19節負担金補助及び交付金を127万円増額補正するものです。この助成事業は、一般財団法人地域活性化センターが地方創生に向けてがんばる地域応援事業として実施するもので、市や地域団体等が自主的主体的となり、集落の維持活性化やコミュニティービジネスによる小さな地域経済循環の創造を目的として取り組む事業を支援するもので10割補助でございます。

今回の実施主体は、明浜町渡江地区の地域づくり活動を行う任意団体が既存のコミュニティービジネスにおける新たな商品開発や販路拡大に向けた取り組みが採択されたものでございます。

次に、歳入予算について御説明させていただきます。予算書は戻りまして11ページをごらんください。14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金6009万2000円を17万2000円減額し5992万円とするものです。今回の補正は、移住者住宅改修支援事業費県補助金の交付内示に伴い、1節総務管理費県補助金17万2000円を減額するものであります。また、予算書は12ページとなりますが、20款市債、1項市債、1目総務債、2節地域振興債の移住交流促進事業10万円は、先ほどの内示に伴う財政財源調整として増額補正するものでございます。

同じく、予算書は12ページとなりますが、19款諸収入、5項雑入、4目雑入、2節総務費雑入のうち、地域活性化センター助成金127万円は、先ほど御説明させていただきました地域活性化センター助成金の受け入れのために、増額補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

地域活性化センター助成事業127万円ですが、横浜で商品開発と販路開拓ということでございましたが、その商品はこういったものを開発するのか、大体は決まっておるんですか。

○一井まちづくり推進課長

商品開発でございますが、また今後コーディネーターを招いてのものに、今後研究しての開発になりますので、まだ現在のところは未確定でございます。なお、今現在は冷凍ミカンの販売をメインに取り組みられておられる模様です。

なお一案としてカットフルーツ、みかんをカットしたフルーツでの販路というのも一つは案として出ておると伺っております。

○佐藤委員長

ほかないでしょうか。

○中村敬治委員

地域活性化センターのほうへ多分西予市が加入しておられると思うんですが、これの年間の負担金というのがあるんじゃないかなと思うんですが、これが幾らぐらいになっておるのかなというのと、いつから活性化センターに加入をされたのかなということ。

それから、2点目で、渡江地区で新たな商品開発とか販路拡大と言われまして、それはそれで結構で、成功すればいいなと思うんですが、100%補助というセンターからの補助ということで非常にいい話なんですけれども、これらはどういう手続きを踏んで、採択されるのか、こういうような、積極的に取り上げていただいて、地域が活性化できれば非常にいいわけで、こういう事例が、西予市の中から次々出てくれば非常にいいかなと思っておるわけですが、この渡江地区についてはどのような手続で採択されると、どういう条件があるのかなと、簡単に説明していただいたらと思うし、3点目としては、今までの西予市内でこういうような、渡江地区の様な先行事例があるのかなのか、どこにあるのかなと思ひましてですね、非常に地域活性化センターの100%助成が途切れないように、西予市で次々とかこういう手あげのような形でできるのであれば、しっかりと取り組んでいく必要があるのかな

と思いますので、お知らせいただいたらと思います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(10:00)

○佐藤委員長

再開を告げる。(10:08)

○三好総務企画部長

今ほどのような中村委員からの加入時期はという御質問でございましたけれども、地域活性化センターと言いますのは、地域振興の推進に寄与することを目的といたしまして、昭和60年10月に全国の地方公共団体と多くの民間企業が会員となって設立をされ、平成25年4月に一般財団法人に移行をしております。当市がいつから加入ということはないわけですが、当市のほうも全国市長会にも加入しておりますし、そういったことを考えますと設立当初から加入しとったんじゃないかなというふうには思いますが、再度ここにつきましては確認をさせていただきたいと思います。

それから当市のほうは、この活性化センターのほうに地方創生のための人材教養養成塾への職員を、平成28年から2年間ずつ派遣いたしております。そういったところで研修しながらそういったメニューを模索しながら、地方創生につなげているというのが現状でございます。ですから負担金としては当市のほうからは負担金は直接は支払いにはいたしておりません。以上でございます。

○一井まちづくり推進課長

中村委員から御質問ございました申請の流れ、市のかかわり、及びこれ以外の採択について答弁をさせていただきます。

まず申請の流れの方でございますけれども、地域活性化センターのほうからホームページ等を使いまして、広く照会をかけられております。今回については県のほうから、こういう事業があるということで紹介を受けまして、それぞれ地域づくり団体の事務局を通じて掲示等、周知をさせていただいて申請が上がったものでございます。今回の補助金につきましては、市の間接補助ということになりますので、まず2団体のほうから企画書、事業計画の内容等が、市のほうに上がってまいります。その内容を市のほうと審査をいたしまして、県を通じて活性化センターのほうに上げておるところでございます。なお活性化センターの

ほうでは、全国的にも予算枠というのがございますので、今回はその枠の中で、適切な事業であるということで採択されたものでございます。

2点目のこれまでの実績でございますけれども、今回のがんばる地域については今回が初めての市としても採択でございます。その他、イベント等において地域活性化センターのいろんな多種の事業メニューがありますので、この点につきましてはまた改めて、調査をいたしまして、委員会のほうに資料として提出をさせていただきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○宇都宮俊文委員

今の活性化の問題です。先ほど出たのは明浜なんですけど、これやっぱり活性化活性化で補助金もらってやる事業、当然やらないけんと思うんですが、ただやはりやる側、例えば、農産物を提供する農家にしても、本気になって取り組まないと、ただ補助金をもらう、100%もらうという頭からの考えでやると、ほとんどが補助金がある間はやれますが、なくなったら消えてしまうのが多いんですよ。だからやっぱりその辺をしっかりと、特に食品を提供する農家もそう、団体もそう、受け入れする側もそうで、責任持ってずっとやれることをやらないと、結果はほとんど出てないところが多いんで、そこら辺を審査の段階でもきっちりとする。はっきり言えば、農家しっかりやってない人がやったってこれは無理なんで、専業農家が一生懸命やりよる人らを後押ししてやらす、そして農家の収入につながるような、長いやり方をスパンで考えてもらわないと、何回も同じこと言いますが、そういう事例、例えば城川のリコピンズとかああいう組織がどんどん市内にできていくことを希望しますし、当然私もミカン作りしておりますんで、そこら辺非常に感じるんですが、補助金づけで事業すると失敗がかなり多いんで、ぜひそこら辺指導してもらいながら、厳しい面も厳しく持って、あとのフォローもしっかりしていただきたいなと思います。ちょっとずれましたが。

○一井まちづくり推進課長

ただいまの宇都宮俊文委員の御指摘のとおりかと思えます。今回の活性化センター助成事業もあくまでも地域の今回の枠の中で採択を受けたということで、必ずしも全てが申請の中で通るわけでもないかと思えます。おっしゃるとおり、持続可

能な地域づくりというのが1番重要なことであろうかと思えますので、そういう意味では今市単独の手上げ型の交付金、いろいろとアイデアを凝らしながら、その中で地域の中で地域力で活性化を図っていく取り組みということで、今手上げのほうでも取り組んでいただいております。

やはり1番は地域力が育っていくというのが大事かと思えますし、個々の営農活動されておられる方の力も上がっていくというのが持続可能につながっていくと思えますので、御指摘いただきました内容について、今後審査をする上でも、観点に入れながら審査を進めて参りたいと思えます。ご助言ありがとうございました。

○佐藤委員長

ほか、ございませんか。

○井関委員

先ほど三好部長のほうで、年会費とかは納めてないということをちょっと言われたんですけども、私たちが研修に行った時に年会費は5万円ということで、参加されませんかということで言われてそれから加入になったと思うていますので、この辺ちょっとよく調べてもらって、もし間違っていたらこれ放送されていることなんで、多分私たちが研修に行ったときには年会費5万ということで、入られませんかという、その時点では西予市は入っていなかったんで、それ以降だと思えますんでまだ多分3年ぐらいしか経ってないんじゃないかなと思いますのでその辺ちょっとよく調べてもらったと思います。

○三好総務企画部長

御指摘の点、よく確認をしてまた後ほどお伝えしたいと思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：16）

【教育部】 【教育総務課】

○佐藤委員長

再開を告げる。(10:22)

ここからは、教育部の審査となります。審査に先立ちまして、宇都宮教育部長より挨拶をお願いします。

○宇都宮教育部長

挨拶を行う。

○佐藤委員長

それでは、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)教育総務課所管分を議題といたします。垣内課長の説明を求めます。

○垣内教育総務課長

それでは審査していただきます、令和元年度一般会計補正予算(第1号)のうち、人件費を除く教育総務課所管分につきまして御説明申し上げます。今ほど部長からの挨拶にありました、せいよ東学校給食センターの部分になってきます。

まず歳入の部につきましてですが、歳入の部につきましては財源の組み替えとなっております。予算書の10ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、8節保健体育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金1億3258万9000円の増額補正につきましては、このたびせいよ東学校給食センターを建設するに当たり、活用しておりました国の学校施設環境改善交付金の特例的な措置として、新たな事業区分災害危険施設再建事業が設定され、内示があったものです。内示額に合わせ、新たに計上させていただきました。このことによりまして、12ページをお開きください。20款市債、1項市債、7目教育債、5節保健体育債、せいよ東学校給食センター建設事業1億2960万円を減額補正することとしております。

次に、歳出の部の説明に移ります。31ページをお開きください。10款教育費、7項保健体育費、6目給食センター建設費、13節委託料のせいよ東学校給食センター建設事業294万8000円の増額補正につきましては、被災した給食センターの解体設計の委託料を計上するものです。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

垣内課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

被災したところは、非常に低いところで、あそこで再開でなくて、中学校のグラウンドの隅のほうに再建されると聞いておるわけですが、元あったところといいますか、落成式直前に被災した跡地についてはどういう方向で、地元も含めましてどういう後の土地利用などがされるのか、そういう方向性が煮詰まりつつあるのであれば内容について、教えていただけたらと思います。

それからまた新しい施設ができるわけですが、被災した施設と比較して、何か大幅に変わるという、災害復旧であればこれは当然原形復旧というのが、基本になるわけですが、今後新しく別途、新しい制度と制度設計の中で、補助対象となったという今後、全国的なこういう先行事例としてこういう制度が設立されたと思うというようなことだろうと思うんですが、そうなりますと内容について、元の被災したものと比べて、どっか変わったところがあるのかなのか、これからの話ではあろうと思うんですが、そういう内容について変わるようなところがあれば教えていただけたらと思いますが、よろしくをお願いします。

○垣内教育総務課長

まず跡地利用につきましては、今回県のほうが被害想定関係の地域のデータを作ってそれに基づいて、危機管理課のほうで、図面をつくりましても、そこら辺の合わせて、都市計画の関係の部署もありますけれども、そういうところで検討されているところでして、そういう状況にあってもまだ決定とかはしていない状況です。

それからもう1点目の新しい施設が、もとの給食センターどういう変更箇所があったかということですが、敷地の関係で2階建てとなっております。そこが大きな変更点となっております。以上です。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関委員

同じく給食センターについてなんですが、今度新しくできる中学校の建設場所というのは今の相撲場があるところになるわけなんですけれども、野村中学校は非常に相撲が盛んな学校でありますので、相撲場ですよね、その後はどこの辺に相撲場をつくるのか、あるいは練習を今からどこで行っていくのか、その辺がおわかりでしたらお願い

いたします。

暫時休憩を告げる。(10:28)

○佐藤委員長

再開を告げる。(10:29)

○宇都宮教育部長

今ほどの質問、相撲場の関係ですけれども、今あります相撲場のところにちょうど学校給食センターが建設をされるということになります。新しい建設後の場所ですけれども、学校のほうとも協議をしているところではございますけれども、今、現在の調理場がございます。そこのところを改修いたしまして、そこに相撲場という形をとりたいというふうに考えているところであります。屋内の形にするのか、今までのような屋外というような形にするのか、そこについてはこれからの協議ということになってまいります。また、建設をする途中の建設できるまでの練習の関係ですけれども、これについても、事前に学校のほうとも協議をしているところでありますけれども、野村高校の相撲場、また野村中学校の体育館の中で、練習ができるようにということでマットの購入をしてほしいというような要望もありまして、その対応を既に済ましているというところであります。そういうような形の練習をしたいという形で、現在のところは考えております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(10:31)

○佐藤委員長

再開を告げる。(10:33)

【学校教育課】

それでは、続きまして、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)学校教育課所管分を議題といたします。

富永課長の説明を求めます。

○富永学校教育課長

それでは、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)のうち、学校教育課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明させていただきます。補正予算書27ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費につきまして、小学校研究指定校事業に60万2000円を増額計上しております。これは西予市立明浜小学校が、学校防災教育実践モデル地域研究事業の推進校に指定されたことによる増額でございます。この事業は児童生徒を取り巻く多様な危険を的確に捉え、発達段階や地域特性に応じた取り組みを展開し、地域や関係諸機関等との連携を促進することにより、学校安全にかかわる取り組みを地域が一体となって進めることのできる体制を構築するものです。なお、所要経費は全額補助金の対象事業となっております。

次に、28ページをお開きください。10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費におきまして、中学校研究指定校事業に60万2000円、中学校教育相談員設置事業に36万7000円を増額計上しております。

まず、中学校研究指定校事業ですが、これは西予市立宇和中学校が愛媛県特色ある道德教育推進事業の推進校に指定されることによる増額でございます。この事業は、学校や地域の実態を踏まえ、各学校が当面する課題を解決し、創意工夫を生かした道德教育を推進するため、推進校を指定し特色ある実践研究を行い、その成果の普及を図ることで道德教育の充実を図るものです。なお、所要経費は全額補助金の対象事業になります。

次に、中学校教育相談員設置事業についてです。これは、愛媛県の補助を受けて西予市立宇和中学校に教育相談員を1名配置することによる増額です。この事業は、いじめや不登校等の問題行動等に対応するため、相談に応じたり、関係機関との連携体制を整えて支援を行ったりする教育相談員を配置するものです。これまでは野村中学校に1名を配置しており、当初もその予定のみでしたが、宇和中学校への配置の強い要望があり、また現状において配置の必要性も高いと判断し、県に申請したところ増員が認められましたので1名

の増員を行い、宇和中学校への配置を行うものです。

歳入につきまして御説明いたします。11ページにお戻りいただいたらと思います。14款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、1節小学校費県補助金60万円です。これは先ほど申しました学校防災教育実践モデル地域研究事業費県補助金です。

同じく2節中学校費県補助金82万円であります。中学校費県補助金の内訳は、特色ある道德教育推進事業費補助金として60万円、相談員設置事業費県補助金として22万円であります。

以上、西予市一般会計補正予算（第1号）の学校教育課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤委員長

富永課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○菊池委員

ただいまの説明で、明浜小学校、宇和中学校が研究指定校ということになりましたが、この指定校になるというか、選ばれるそういう手順をわかったら教えてほしいんですけど。

○富永学校教育課長

指定校の手順につきましては、愛媛県教育委員会のほうからの指定という形になりますが、南予管内におきましては、南予教育事務所のほうで各南予教育事務所管内の各市町の学校の状況でありますとか、そういったものを考慮しまして、またほかにもいろんな研究指定事業がありますので、市町のバランスを考えた上で検討されたものの中から指定を受けるようになっております。大体年度末ぐらいにそういうふうな連絡が入るようになっておるのが通常でございます。

○菊池委員

ということは、学校のほうから手を上げてこういふことやりたいからというような申請をするんですか、それがいいんですか。

○富永学校教育課長

研究の内容によりましては、学校が希望して応募するという場合もございますが、今回の分につきましては、県からのほうの指定で受けたものになっております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○竹崎委員

今ほど説明のあった小学校、県補助金の学校防災教育実践モデル地域研究事業費県補助金、この分について対象は全小学校なのか、それともその辺もう少し詳細をお聞かせください。

○富永学校教育課長

今回のモデル事業の対象は明浜小学校となっております。地域も含めた防災教育の推進ということになっておりますので、明浜中学校とも連携をし、あるいはまた地域とも連携をしたという中で研究を進めていくような予定になっております。

○竹崎委員

そうしたらそのときに恐らく、全小学校も対象に研究会に集まって共に勉強しようというスタイルでやられる訳ですね。

○富永学校教育課長

計画している中の研修会でありますとかという部分につきましては、市内の学校のほうにも案内を出して、参加を求めた上で推進をしていく計画になっております。

○竹崎委員

せっかくの機会ですので、こうした防災教育、今的を得た非常に大切なことだと思いますので、この指定校だけでなく、市内の全小学校が共に学びあうという方向で是非前向きに進めていただきたいと思います、お願いします。以上です。

○富永学校教育課長

今年度、西予市教育委員会としましても、防災、あるいは減災に関する教育学習については重点としてとらえておりますので、そのような形で全市を巻き込んだ形で機会をとらえながら研修等を深めていきたいと考えています。ありがとうございます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村敬治委員

28ページの、中学校教育相談員設置事業36万7000円ということで、野村中学校では今まで1名配置されておったけれども、ことからは宇和中学校でということで、西予市では2人目になるのかなと思うんですけども、この教育相談員さんというのは、いじめや不登校ということの対応をされるということですけども、ちょっと私らはなじみがなかなか縁遠いんですけども、資格と

してはどういう資格が必要なのでしょう、誰でもなれるわけではないと思うんですけども、ということかその辺ちょっとわかれば教えていただいたらと思います。

○富永学校教育課長

今回配置する教育相談員につきましては、社会福祉士というような資格を持っておられる方がいらっしゃるのが最適ではあるんですけども、なかなかそういうような方が、求められない部分もありますので、西予市におきましては、元教職員として学校に勤められて、経験を持っておられる方、それから、相談支援専門員というような資格を持っておられる方に、今回はお願いをするようにしております。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（10：45）

○佐藤委員長

再開を告げる。（10：51）

【生涯学習課】

それでは続きまして、議案第98号、西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について、議案第99号、西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について、議案第100号、西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について。以上3件は関連がありますので一括議案といたします。

竹内課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

議案第98号、西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について、議案第99号、西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について、まずこの2議案について関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

社会保障の充実を図るとともに、安定財源を確

保し財政健全化を目的としまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、消費税法の一部を改正する等の法律が公布されました。今回の改正は令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、生涯学習課が所管する施設の使用料を定める関係条例におきまして料金の改定を行うものであります。なお、議案の施設につきましては、消費税率8%引き上げ時に料金改定を行っておりませんでしたので、料金消費税引き上げ相当分の料金改定としております。

続きまして、議案第100号、西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。今回の改正は消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本条例に定める使用料の改定を行うとともに、本条例で西予市農村環境改善センターたかがわのみが該当する浴室の利用、及び備品の貸し出しについて今後も使用の見込みがないため廃止するものであります。

以上3議案よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

竹内課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

消費税のアップについて直接の質問ではないんですけども、関連として、先般西予市図書交流館ができたわけですけども、図書館の利用者の状況などが元の旧図書館と比べて、貸し出し状況とか、利用者数の推移とか、変動とか、あれだけ立派なものができてあれだけいろいろ市の広報などを通じてPRされたわけですけども、どういう活用の状況になっているのか、関連質問でちょっとお尋ねしたいと思います。

○竹内生涯学習課長

今ほどの中村委員の御質問に答弁をいたします。4月27日に開館をいたしました、図書交流館「まなびあん」でございますが、当初10連休の初日に開館ということで、10連休中、開館記念イベントをしておりました。これは図書館の入館数とは別の数字ですが、その10連休中のイベントに来ていただいた方がおよそ1,600人と数えております。そして、そのイベントの参加者を除いて、純粹に、図書交流館の中へ入っていただいた方、図

書施設の部分に入館していただいた方、昨日現在で1万7374人で、ちょうど5月22日の入館でちょうどその段階で1万人を超える入館者数でございます。

昨年との比較なんですけれども、新しく開館した図書交流館では、電氣的に入館を管理するようになっているので、細かい入館数がカウントされるんですけれども、昨年まではそういうシステムをとっておりませんでしたので、申しわけないんですけど、その数字としてはちょっと比較ができないんですけれども、一つ新しくカードをつくる、登録していただく方の登録者数ですけども、これは、去年一年度が270人で、今回新しくなりまして、開館以降の新規登録者数が、きのう現在までで519人の方がもう既に登録をしていたいております。以上答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関委員

図書カードなんですけれども、マイナンバーカードを利用できるような方向性も考えてはどうですかということを昔言ったことがあるんですが、共通のカードとしていろいろなものに今からマイナンバーのカードを利用できるようにっていうふうなところで、ここ1番新しい施設となりますので、そちらのほうで、そういったものを利用できるような方向性を考えておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○竹内生涯学習課長

井関委員の御質問に答弁させていただきますが、マイナンバーカードについては今後も国のほうでは、健康保険証の機能でありますとか、さまざまな機能を持たすことを検討されてるようなんですけれども、当然市全体で、これも担当部局がちゃんとあるわけなんですけども、その市の中でもどの機能を振っていくかっていうような、検討にもなってこようかと思っておりますので、そういう中では当然こういう公共施設での利用についても検討されていくこととなりますので、当課としても、その中にやっぱり手を上げていく機会があれば、手を上げていきたいなと思っております。以上です。

○井関委員

ぜひ、いろいろなカードを持つのが今、キャッ

シュカードなんかもそうなんですけども、たくさんカードを管理しなければならなくなってきたので、できるだけ一つのカードにまとめることができるような方向性を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤委員長

ほか質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で3議案の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第98号、西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第99号、西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第100号、西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(11:01)

【スポーツ・文化課】

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:05)

それでは、続きまして、スポーツ・文化課の審査を開始いたします。

議案第86号、西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第97号、西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定についてまでの12件を、関連がありますので一括議案といたします。谷口課長の説明を求めます。

○谷口スポーツ・文化課長

それでは、議案第86号、西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号、西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第88号、西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第89号、西予市営球場条例の一部を改正する条例

制定について、議案第90号、西予市市民憩いの家条例の一部を改正する条例制定について、議案第91号、西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第92号、西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について、議案第93号、西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について、議案第94号、西予市城川地質館条例の一部を改正する条例制定について、議案第95号、西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第96号、西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について、議案第97号、西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について、これら12の議案について関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

社会保障の充実を図るとともに、安定財源を確保し財政健全化を目的としまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されました。今回の改正は令和元年10月1日から、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、スポーツ・文化課が所管します施設の、本条例に定める使用料等の改定を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

谷口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

以上で、12議案の質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第86号、西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決決定することに決しました。

続いて議案第87号、西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第88号、西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決決定することに決しました。

続いて議案第89号、西予市宮球場条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決決定することに決しました。

続いて議案第90号、西予市市民憩いの家条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第91号、西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第92号、西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第93号、西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第94号、西予市城川地質館条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第95号、西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第96号、西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第97号、西予市ふれあい森林施設条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛

成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて議案第101号、西予市営プール条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。谷口課長の説明を求めます。

○谷ロスポーツ・文化課長

それでは、議案第101号西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。今回の改正は消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本条例に定める使用料の消費税引き上げ相当分の改定を行うとともに、本条例で定めております、西予市野村プールの団体等専用利用について、これまで利用実績がないことにより廃止するものであります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

谷口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第101号、西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

それでは続きまして、議案第102号、西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。谷口課長の説明を求めます。

○谷ロスポーツ・文化課長

議案第102号、西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。西予市宇和文化会館は市民の芸術文化の向上、及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会に供する施設として指定管理者制度により一般財団法人宇和文化会館が管理しております。平成3年の開館以来、利用料金の改定を行わず運営を行ってまいりましたが、今後は利用者へのさらなるサービス向上を目指し、利用者の多様なニーズに対応していく必要があると考えております。

今回の改正は施設の利用実態を踏まえ、利用者の利便性を向上させるため、時間区分を設定し、料金表を改定するとともに、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改定を行うものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

谷口課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

宇和文化会館ということで芸術文化の殿堂ということで、いろんな催し物がされておるわけですが、歌謡ショーとかいろんなものがあるんですけども、会館の利用された方が、利用料を払わないとか、未収金があるんじゃないかと思うんですよ。それで値上げはいいんですけども、未収金について何件あって、幾らぐらいあるのか。その辺ちょっとわかる範囲でお知らせいただけたらと思います。

その辺はどういうような、回収努力をされているのか、あるとすれば未収金が、その辺はつきりしないと値上げというのも、ストレートにああそうですかとは、なかなか市民の方から見てもなるんじゃないかなという心配があるもんですからちょっと確認をしたいと思います。

○谷ロスポーツ・文化課長

暫時休憩願います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(11:19)

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:22)

○谷ロスポーツ・文化課長

今ほど中村委員のほうから御質問のあった件ですが、現在のところ未収金についてはないということで確認をしております。

○菊池委員

この基本使用料、これ表に載ってるのは各部屋の分が載っていますが、あそこの会館は机とかいすも一脚幾らとかいうのはあったと思うんですよ。それも当然変わるわけですよね。

○谷ロスポーツ・文化課長

今ほど御質問あった備品の件ですが、こちらのほうは規則のほうで設定しておりますので、もちろん備品のほうも今度の消費税に伴って、値上げ

という考えでおります。

○井関委員

今の基本使用料の中の、例えば午前中9時から12時の中で、9時から10時まで借りたときの値段ってというのは、時間外の4,400円になるんですか、その辺はどうなんですか。これは1時間当たりですか。今尋ねたいのは、9時から12時までが8,800円であるいうのであれば、9時から10時までしか借りなかったときの値段はどういうふうになるのかなということです。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(11:24)

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:31)

○谷ロスポーツ・文化課長

今ほど井関委員のほうから御質問があった件ですが、9時から12時の枠の中で8,800円を徴収するという形になってますので、例えば9時から10時までの使用だったとしても、8,800円を徴収させていただくということになっております。

○井関委員

このタイム表の中で12時から13時の間が抜けていたりとか、17時から18時の間の時間帯という、この時間帯は時間外の4,400円を徴収するということでよろしいのでしょうか。

○谷ロスポーツ・文化課長

そのとおりでございます。1時間につき4,400円加算されたものを徴収させていただきます。

○井関委員

その1時間4,400円というのが非常に高く感じるわけなんです、その辺のまた調整を少し文化会館等と行っていたいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○谷ロスポーツ・文化課長

また、評議委員会という制度も設けてまして、その中でまた御意見いただく中で、また今後検討させていただこうと思います。評議会と、あとその決定として理事会という組織もございますので、その中でまた検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第102号、西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(11:33)

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:36)

【消防本部】 【防災課】

○佐藤委員長

ここからは、消防本部の審査となります。審査に先立ちまして佐藤消防長より挨拶をお願いします。

○佐藤消防長

挨拶を行う。

○佐藤委員長

それでは議案第84号、西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。大西課長の説明を求めます。

○大西防災課長

それでは議案第84号、西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について御説明をいたします。議案書の13ページ及び別添の参考資料をごらんください。まず1点目は、工業標準化法の改正により、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い準拠する法令名の整合を図ったものでございます。

2点目は、住宅用火災警報器の設置免除規定の拡大でございます。参考資料をごらんください。現在、グループホームなどの福祉施設などにおいては、火災の発生を自動で検知して警報を鳴らす資料の上段にございます、いわゆる自動火災報知設備を設置しなければなりません、小規模なものにつきましては、資料の中段のような、簡易型の安価な特定小規模施設用自動火災報知設備の設置をもって変えることができると消防法施行令で定められております。一方で、資料の下段にございます、住宅を対象とした住宅用火災警報器の設置につきましては、火災予防条例において規定しておりますが、自動火災報知設備などが設置されている場合には、これを免除するという免除規定がございます。

最近のアパートやマンションなどの共同住宅におきましては、先ほど述べました簡易型の特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合も考えられますことから、免除規定の中にこの設備を追加して、法令との整合を図るよう西予市火災予防条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐藤委員長

大西課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

暫時休憩願います。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(11:43)

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:46)

○兵頭副委員長

先ほどの説明の中で住宅用火災警報器、これはもう何年か前に西予市でもほとんどの住宅につけられたと思うんですけど、電池式になっておりますけど、あれの期限とかは何年ぐらいやったかちょっと教えていただけたらと思います。

○大西防災課長

10年となっております。以上です。

○兵頭副委員長

10年ということは当然、西予市が取りつけて約10年近くなるということで、その火災警報器、これは個人の言うたら責任において電池を入れ替えてないと、いざというときに鳴らないということになりますので、そこら辺の啓発とかいう考えはありませんか。

○佐藤消防長

今の広報紙、それからホームページ等でいろいろと周知を図っているというところでございます。なお住宅用の火災警報器は、電池の寿命ほぼ10年なんですけれども、本体の寿命も10年ということになっておりますので、電池を取り替えるのではなくて、機器そのものを取りかえていただきたいということで周知を図っているというところでございます。

○兵頭副委員長

機器自体が大体どの程度やったですか、説明願いたいと思います。

○佐藤消防長

この事業を実施した平成19年度以降、平成23年度までの期間でございましたが、その当時是一個5,000円程度の値段がしておりました。現在は非常にもう廉価版が発売されておりますので、3,000円程度で購入ができるかと思っております。

○佐藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第84号、西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(11:49)

【消防総務課】

○佐藤委員長

再開を告げる。(11:50)

それでは、議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)消防総務課所管分を議題といたします。酒井課長の説明を求めます。

○酒井消防総務課長

それでは議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)消防本部所管分について説明させていただきます。

予算書の8ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9款消防費補正前の額は24億8083万3000円でございます。今回補正額1044万6000円を増額させていただき、合計24億9127万9000円になるものでございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金を新たに1034万9000円計上、地方債を1080万円減額し、一般財源が1089万7000円増額するものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして御説明をさせていただきます。予算書の26ページをお開きください。中段ほどになりますが、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費でございますが、今回の補正は財源の組み替えのみで、予算額の増減はございませんので、合計は補正前と同額の1億6943万9000円になるものでございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金を新たに1034万9000円計上し、地方債を1080万円

減額して計上しております。これは今年度更新予定であります、災害対応特殊消防ポンプ自動車は緊急消防援助隊として登録しております車両であることから、更新するに当たり、国庫補助金を申請しておりましたところ、このたび内定通知がありましたので、一部財源の組み替えを行うものでございます。以上、消防本部所管分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長

酒井課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第122号、令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

それでは、本日予定しておりました議案審査が終了いたしましたので、これにて令和元年第2回定例会総務常任委員会を閉会といたします。

○兵頭副委員長

閉会宣言。

閉会：午前11時55分

【署名】委員長：